

新潟県環境保全資金融資のご案内

この融資制度は、県内の中小企業者等が公害の防止・除去又は環境への負荷の低減のため、施設改善、工場・事業場の移転を行う場合や低公害車の導入を行う場合などに、必要な資金を取扱金融機関が低利で融資するものです。

■環境保全資金の内容

融資対象	施設改善	事業場の移転	省エネ施設	低公害車の導入
融 資 額	上限2,000万円 必要経費の5分の4以内	上限3,000万円 必要経費の2分の1以内	上限2,000万円 必要経費の5分の4以内	上限2,000万円 必要経費の5分の4以内
利 率	年利率2.4%（新潟県信用保証協会の債務保証付きの場合は1.9%）			
償還期間	元金均等月賦8年以内 （うち据置期間1年以内）			元金均等月賦6年以内 （うち据置期間1年以内）

■融資を利用できる方

次の要件を満たしていることが必要です。

- (1) 中小企業者である法人又は個人であること
 - ①資本額が3億円（卸売業は1億円、小売業・サービス業は5,000万円）以下の法人
 - ②常時使用する従業員数が300人（卸売業・サービス業は100人、小売業は50人）以下の法人又は個人
- (2) 県内に工場または事業場を有すること
- (3) 県税を滞納していないこと
- (4) 取扱金融機関の定める条件に適合していること

※ただし、新たに事業を開始する方、又は公害防止施設等の単なる更新等を目的とする方は対象となりません。

■融資の申し込み

資金の融資を受けようとする方は、取扱金融機関の定める申込書に「環境保全資金貸付基準適格証明書」を添えてお申し込みください。「環境保全資金貸付基準適格証明書」の交付申請は、佐渡地域振興局健康福祉環境部環境センターが窓口となっています。

■融資に関する問い合わせ先

- ◎新潟県県民生活・環境部 環境対策課 ☎025-280-5154
- ◎佐渡地域振興局 健康福祉環境部 環境センター ☎74-3428

平成16年度 中小企業 個人向け 制度融資のご案内

地方産業育成資金

	運転資金	設備資金
貸付限度額	1,000万円	
貸付期間	5年以内	7年以内
貸付利率	年2.45%（信用保証付き1.95%）	

産業振興資金

	運 転 資 金		設 備 資 金	
	一 般	特 別	一 般	特 別
貸付限度額	1,000万円以内	2,000万円以内	団体等:所要資金の70%以内で2,000万円以内 法人・個人:所要資金の70%以内で1,000万円以内	団体等:所要資金の30%以内で2,000万円以内
貸付期間	5年以内(据置期間6月を含む。)	7年以内(据置期間1年以内を含む。)	7年以内(据置期間1年を含む。)	
貸付利率	年2.45%（信用保証付き1.95%）			
返済方法	均等償還	分割償還	均等償還	
保証人及び担保	保証人：1人以上（団体等の場合役員全員の連帯保証） 必要により担保を徴収する。			

緊急住宅建設資金

貸付限度額	新築（全部改築を含む）：500万円 増築及び一部改築：300万円 リフォーム：予定総工費の70%に相当する額で300万円を限度とする。
貸付期間	15年以内
貸付利率	年1.5%
返済方法	元利均等毎月払又は元利均等毎月払とボーナス払の併用
保証人及び担保	取扱金融機関の定めるところによる。

問い合わせ先：観光商工課 ☎63-5116 又は各支所地域振興課

